

新

旧

別表第1（第2条、第4条関係）

事業名	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担
(1) 移動手段確保支援事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通計画等の策定、広報等による利用促進活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等）</li> <li>・地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等）</li> <li>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）</li> </ul>	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等</li> <li>・市町村が委託等を行う交通事業者</li> <li>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会</li> <li>・市町村が認める団体等</li> </ul>	2分の1以内	負担を要する(注)
	イ 新たな取組の実証運行に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等による運行費又は運行委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に係る経費（人件費、通信費、交通事業者への委託料、補助金等）</li> </ul>				
	ウ 運行に必要な車両等に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等の運行に必要な車両の購入又は改造、待合所の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造</li> <li>・車両のラッピング</li> <li>・乗降場所の整備</li> <li>・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）</li> </ul>				
	エ 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等）運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業者が国土交通大臣に届け出ている受講料から、受講者負担分（5,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額）を除いた額</li> </ul>				
(2) 貨客混載推進事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等）</li> <li>・地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等）</li> <li>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）</li> </ul>	市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等</li> <li>・貨物運送事業者</li> <li>・旅客運送事業者</li> <li>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会</li> <li>・市町村が認める団体等</li> </ul>	2分の1以内	負担を要する(注)
	イ 新たな取組の実証運行に要する経費 貨客混載による運行費又は運行委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に係る経費（人件費、通信費、事業者への委託料、補助金、保管施設リース料等）</li> </ul>				
	ウ 運行に必要な車両等に要する経費 貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造</li> <li>・車両のラッピング</li> <li>・保管施設・設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等）</li> <li>・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）</li> </ul>				

(注) 補助事業者の負担割合については、特に定めない。

別表第1（第2条、第4条関係）

事業名	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担
(1) 移動手段確保支援事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の移動手段確保のための調査、地域公共交通計画の策定、広報等による利用促進活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等）</li> <li>・地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等）</li> <li>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）</li> </ul>	市町村、市町村が組織する地域の公共交通に関する協議会、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等</li> <li>・市町村が委託等を行う交通事業者</li> <li>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会</li> <li>・市町村が認める団体等</li> </ul>	2分の1以内	負担を要する(注)
	イ 新たな取組の実証運行に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等による運行費又は運行委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に係る経費（人件費、通信費、交通事業者への委託料、補助金等）</li> </ul>				
	ウ 運行に必要な車両等に要する経費 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送）、乗合タクシー及びボランティア運送等の運行に必要な車両の購入又は改造、待合所の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造</li> <li>・車両のラッピング</li> <li>・乗降場所の整備</li> <li>・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）</li> </ul>				
	エ 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送又は福祉有償運送、セダン等）運転者講習の受講料のうち受講者負担分を除いた額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業者が国土交通大臣に届け出ている受講料から、受講者負担分（5,000円に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額）を除いた額</li> </ul>				
(2) 貨客混載推進事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 地域の貨客混載推進のための調査、地域公共交通再編計画の策定、広報等による利用促進活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通及び対象地域の調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費、委託料等）</li> <li>・地域公共交通計画等の策定に必要な経費（委託料等）</li> <li>・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット、ホームページ等作成費）</li> </ul>	市町村等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等</li> <li>・貨物運送事業者</li> <li>・旅客運送事業者</li> <li>・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会</li> <li>・市町村が認める団体等</li> </ul>	2分の1以内	負担を要する(注)
	イ 新たな取組の実証運行に要する経費 貨客混載による運行費又は運行委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に係る経費（人件費、通信費、事業者への委託料、補助金、保管施設リース料等）</li> </ul>				
	ウ 運行に必要な車両等に要する経費 貨客混載の運行に必要な車両の購入又は改造、保管施設・設備の整備に要する経費又は付帯する備品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行（実証運行を含む。）に必要な車両の購入又は改造</li> <li>・車両のラッピング</li> <li>・保管施設・設備整備（冷蔵冷凍庫、蓄冷庫、車両積載用冷蔵ボックス等）又は備品購入費（コンテナ、運搬台車等）</li> <li>・冬用替タイヤ等消耗品（車両購入時のみ）</li> </ul>				

(注) 補助事業者の負担割合については、特に定めない。